

第5部 民事・商事・行政事件の法制度改革の 現状と課題

第1章 新たな民事司法改革のグランドデザイン

第1 司法制度改革から10年で何が変わったか

2001（平成13）年6月発表の司法制度改革審議会意見書は、日本の国の形が、事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会へ変わってゆくことを想定して司法の機能と役割の強化を提唱した。国際化が飛躍的に進み司法の役割も強調された。そのためには司法の容量を拡大し、「法の支配」を隅々まで浸透させて司法が国民にとって利用しやすく、頼りがいのあるものにする事とした。

2001（平成13）年12月から3年間にわたり政府に司法制度改革推進本部が設置され、24本の司法改革関連の法整備がなされたが、その中でも法科大学院により法曹の質を維持して数を増やしたこと、法テラスを創設して司法を利用者の身近にしたこと、裁判員制度により国民の司法参加を可能にしたこと、という大きな改革が実現した。特に裁判員裁判により刑事事件がより国民に身近になった。

しかし、民事・家事・行政の裁判分野をはじめ裁判所の司法基盤や法律扶助改革を初めとするアクセス費用などの司法分野では改革は部分的であり、手つかずの積み残し課題が多く残されたままになっている。

法曹人口は2010（平成22）年頃には司法試験合格者数を年間3,000人とするとされ、その後徐々に増加したが、政府は2015（平成27）年には年間1,500人に下方修正し、2019（令和元）の司法試験合格者数は1,522人となっている。弁護士人口は10年で13,000人と大幅に増えたものの、裁判官は600人程度しか増えず、弁護士の就職状況は好転しつつあるものの法曹志望者が激減するという大きなひずみを抱える状況は未だ改善されたとはいえない。

昨今、わが国司法の抱える難題は単に長期化したデフレ不況による経済の低迷といった経済的背景もさることながら、司法制度とりわけ民事分野の制度改革、弁護士の活動領域の拡充が不十分であることに原因があるのではないかと考えられる。